「

6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating devices	.....	に
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	.....	
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS—SART)	.....	

」

改める。

第五号様式中

「

9.1　レーダー・トランスポンダーの数 Number of Radar transponders	.....	を

」

「

9.1　捜索及び救助のための位置標示に係る設備の数 Number of search and rescue locating devices	.....	に、
9.1.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	.....	
9.1.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS—SART)	.....	

」

「

6　船舶のレーダー・トランスポンダー Ship's radar transponder	.....	を

」

「

6　船舶の捜索及び救助のための位置標示に係る設備 Ship's search and rescue locating devices	.....	に
6.1　レーダー・トランスポンダー Radar search and rescue transponders (SART)	.....	
6.2　捜索救助用位置指示送信装置 AIS search and rescue transmitters (AIS—SART)	.....	

」

改める。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第七条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二十一号を第二十三号とし、第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　捜索救助用位置指示送信装置

十九　小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置

別表第三非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置の項中「レーダー・トランスポンダー」の次に「、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

別表第四非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置の項を次のように改める。

非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置	1　作動試験に必要な次の設備 イ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、周波数測定器及び擬似負荷抵抗 ロ　レーダー・トランスポンダーにあつては、標準信号発生装置、スペクトラムアナライザ及び尖頭電力計 ハ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、シンクロスコープ ニ　直流電圧計 ホ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、受信機 ヘ　非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置又は遭難信号自動発信器にあつては、ストップウオッチ ト　テスター チ　遭難信号自動発信器にあつては、モールス符号レコーダ リ　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、捜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコーダ ヌ　持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器 2　その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第八条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

	その他のレーダー・トランスポンダー	157,400	〃	5,600

」を